

私立幼稚園就園奨励補助金と私立幼稚園保護者負担軽減補助金を支給

◆私立幼稚園就園奨励補助金

対象 市内在住で私学助成を受ける幼稚園(注1)に在籍する、平成30年度の市民税所得割課税額が下表基準額に適用となる世帯
支給時期 平成31年1月下旬

補助限度額 下表のとおり

※平成30年1月2日以降に市内に転入した方は、平成30年1月1日現在の住所地で発行される平成30年度市民税課税・非課税証明書などが必要です。

申込み・問合せ 7月初旬に通園する幼稚園から配布される申請書に必要事項を記入し、市内の幼稚園は直接通園する各園へ、その他市外幼稚園は直接子育て支援課保育・幼稚園係または松山・野塩出張所へ

補助対象区分	平成30年度補助限度額			平成30年度補助限度額(月額)		
	第1子	第2子(注3)	第3子以降(注3)	第1子	第2子(注3)	第3子以降(注3)
生活保護世帯	308,000			308,000		
市民税非課税世帯・市民税所得割非課税世帯	272,000	308,000	308,000	308,000	308,000	
市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	187,200	247,000		272,000	308,000	
市民税所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯	62,200	185,000		62,200	185,000	
上記区分以外の世帯	補助対象外 154,000			補助対象外 154,000		

※(注1)私学助成を受ける幼稚園とは、右記(注4)以外の市内6園を含む幼稚園などのことです。
 ※(注2)ひとり親世帯等に該当する世帯については、右記問合せ先までお問い合わせください。
 ※(注3)第2子及び第3子以降とは次の①～③のいずれかに該当する幼児となります。
 ①幼稚園・幼稚園類似の幼児施設・保育所・認定こども園に在籍する兄・姉を有する幼児

◆私立幼稚園保護者負担軽減補助金

対象 市内在住で、私学助成を受ける幼稚園(注1)または施設型給付を受ける幼稚園(注4)に在籍する平成29・30年度の市民税所得割課税額が下表基準額に適用となる世帯

支給時期 10月下旬・平成31年3月下旬(年2回)

補助限度額 下表のとおり

※私学助成を受ける幼稚園(注1)に在籍する方で、平成30年1月2日以降に市内に転入した方は、平成30年1月1日現在の住所地で発行される平成30年度市民税課税・非課税証明書などが必要です。

※施設型給付を受ける幼稚園(注4)に在籍する方で、平成29年1月2日から平成30年1月1日までに市に転入した方は、平成29年1月1日現在の住所地で発行される平成29年度市民税課税・非課税証明書などが、平成30年1月2日以降に清瀬市に転入された方は、平成29年度・30年度両方の証明書が必要になります。

所得基準	平成30年度補助限度額(月額)	
	第1子	第2子以降(注3)
市民税所得割非課税・生活保護世帯及び区分2のうちひとり親世帯等(注2)に該当する世帯	月額 9,700円 (内訳 都6,200円+市3,500円)	
市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	月額 8,000円 (内訳 都4,500円+市3,500円)	月額 9,700円 (内訳 都6,200円+市3,500円)
市民税所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯	月額 7,000円 (内訳 都3,500円+市3,500円)	月額 9,100円 (内訳 都5,600円+市3,500円)
市民税所得割課税額が211,201円以上256,300円以下の世帯	月額 5,900円 (内訳 都2,400円+市3,500円)	月額 8,500円 (内訳 都5,000円+市3,500円)
上記区分以外の世帯	月額 3,500円(内訳 市3,500円)	

②小学校1～3年生の兄・姉を有する幼児(市民税所得割が77,100円以下の世帯は小学校4年生以上も含む(ただし生計を一にするものに限る))
 ③児童心理治療施設通所部に在籍または児童発達支援及び医療型児童発達支援もしくは特例保育、家庭的保育事業等を利用する就学児童の兄・姉を有する幼児
 ※(注4)施設型給付を受ける幼稚園とは、清瀬ひかり幼稚園・こばとの森幼稚園などの幼稚園のことです。

問合せ 子育て支援課保育・幼稚園係 ☎042・497・2086

下宿市民プールオープン

対象 おむつが取れている幼児(水遊び用紙おむつ不可)から
 期間 7月14日(土)～9月2日(日)午前9時30分～午後4時30分(土・日曜日、祝日は午後5時まで)
 費用 市内在住＝おとな300円、小・中学生100円。市外在住＝おとな450円、小・中学生150円。幼児無料(保護者同伴・水着着用)
 ※衛生管理上、ラッシュガード以外の上着不可。
 問合せ 下宿市民プール ☎042・493・8668(期間外は下宿地域市民センター ☎042・493・4033)

第17回清瀬市小・中学生水泳記録会

対象 市内在住・在学の小学1年生～中学3年生
 日時 8月25日(土)午前9時～(予備日は8月26日(日))
 場所 下宿市民プール
 内容 小学生25種板キック(小学1～3年生)、小・中学生25種自由形・平泳ぎ・背泳ぎ・バタフライ、小・中学生50種自由形・平泳ぎ・背泳ぎ・バタフライ、小・中学生100種個人メドレー、小学生100種リレー、中学生200種リレー
 持ち物 水泳着・スイミングキャップ・ゴーグル・タオルなど
 ※1人3種目まで。ただし、リレーを除く。また、全ての種目において、水中からのスタートとする。
 申込み 7月1日から15日までに生涯学習スポーツ課・各地域市民センター・児童センター・コミュニティプラザひまわりにある申込書に必要事項を記入し、直接各窓口へ
 問合せ 生涯学習スポーツ課 ☎042・495・7001

「きよせひまわりコンサート」開催
 7月は犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指す「社会を明るくする運動」強化月間です。今年もその一環として「きよせひまわりコンサート」などを開催します。
 対象 市内在住の方。先着500人
 日時 7月14日(土)午後1時30分
 場所 清瀬けやきホール
 ※直接会場へ。コンサートその他、のぼり旗の設置、駅周辺での広報活動を行います。
 問合せ 生活福祉課庶務係 ☎042・497・2058

第34回私の体験・主張発表会
 清瀬市健全育成委員会(委員長三小校長 大谷憲司氏)が開催する発表会です。
 発表会 入賞者による作文などの発表や作品展示、子どもたちの育成に関わる活動に取り組んでいる団体が発表します。
 日時 11月10日(土)午前10時～
 場所 清瀬けやきホール
 作品募集 下記の3つのテーマに沿った、子どもたちによる作文・ポスター・学習発表作品を募集します。
 問合せ 四中副校長・小澤 ☎042・493・6314

女性起業応援事業2018 キョセフェスタ出展者募集
 キョセフェスタ 3市(清瀬市・東久留米市・西東京市)で起業を目指す女性や起業している女性たちが出展するミニフェスタです。
 日時 11月23日(金)午前11時～午後4時
 場所 男女共同参画センター―出展者募集
 対象 女性が事業活動の主体で3市に拠点を置き、活動をしている団体または個人
 出展の種類 ブース出展・物販・サービスの紹介・飲食など(ブース内でのワークショップは不可)。ワークショップ出展は1枠50分以内
 申込み・問合せ 7月14日(必着)までに、市内公共施設にある出展申込書(市ホームページからもダウンロード)に必要事項を記入し、商品・サービスのわかる写真・必要書類(営業許可書・資格証明書など)を添え、直接窓口または郵送で〒204-0002 1元町1-2-11 男女共同参画センター ☎042・495・7002へ

市民農園の利用者募集
 対象 市内在住で農作物の栽培に意欲があり、市民農園を利用していない世帯
 農園・区画 上清戸二丁目・1区画
 使用期間 8月1日(水)～平成31年2月28日(木)
 使用料 月額千300円(指定日までに該当年度を一括納入)
 ※応募者多数の場合は7月20日(金)午前9時30分から健康センターで公開抽選会を行います。
 ※1世帯で複数の申込みは無効。電話での申込みは不可。
 申込み・問合せ 7月13日(必着)までに往復はがきが必要事項(下記参照)を記入し、産業振興課 ☎042・497・2052へ
 【往復はがき記載例】
 往信用(表) 〒204-8511 清瀬市 中里5-842 清瀬市役所 産業振興課行
 往信用(裏) 上清戸二丁目市民農園の利用を申込みます。
 ・住所(ふりがな)
 ・氏名
 ・電話番号
 ※返信用の表に、あなたの住所と氏名を記入してください。

児童扶養手当の新規申請を受け付け
 児童扶養手当は、7月申請分から、平成29年中の所得額を基に審査を行います。
 所得制限限度額(下表参照)の超過により児童扶養手当の認定請求をしていない方で、平成29年中の所得額が所得制限限度額内になった方は、手当を受給するために認定請求を行う必要があります。
 請求期間 7月2日(月)～31日(火)午前8時30分～正午・午後1時～5時(土・日曜日、祝日を除く)
 ※申請月の翌月から支給となります。必ず期間内に請求してください。必要書類など詳しくは左記へ。
 申込み・問合せ 請求期間中に直接子育て支援課助成係 ☎042・497・2088へ

扶養親族等の人数	所得制限限度額(円)		
	申請者	配偶者・扶養義務者(同居親族など)・孤児等の養育者	全部支給
0人	190,000	1,920,000	2,360,000
1人	570,000	2,300,000	2,740,000
2人	950,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,330,000	3,060,000	3,500,000

※扶養親族等の人数が4人以上の場合は1人に付き38万円を限度額に加算。